

令和7年12月1日発行

大屋交番
35-0004

広報大屋交番



作成者 山岸英司

年末特別警戒



令和7年12月15日(月)
から
12月31日(水)

皆さんが安心して新年を迎えられるように、事業所や住宅への侵入窃盗や電話でお金詐欺(特殊詐欺)等の被害、各種事故の発生を防止するため、検問やパトロールなどの警戒活動を強化します。

わずかな時間の外出でも
戸締りを忘れずに!

ニセ警察詐欺の注意点

警察は

- SNSやメッセージアプリで連絡することはありません。
- 警察手帳や逮捕状の画像を送ることはありません。
- 逮捕を免れることを理由に金銭の振込を指示することはありません。
- + (プラス) から始まる国際電話番号で電話をすることはありません。

<< 疑う勇気で詐欺は防げます! >>

空き家・物置などの管理も
しっかりと!

交通安全運動



夕暮れと夜間は
特に注意を!

ドライバーの皆さん

- 早めのライト点灯
- ハイビームを活用
- 高齢者ドライバーは
ハンドル・アクセル・ブレーキ
の確実な操作と丁寧な安全確認を。

歩行者の皆さん

- 外出時は明るい色の服装を。
- 夜行反射材などを身に着け
ましょう。

飲酒運転の根絶

飲酒運転を絶対しない、させない、許さない環境作りを

妨害運転(あおり運転)の根絶

妨害運転(あおり運転等)は飲酒運転と同じく悪質で危険な行為です。絶対にやめましょう。

自転車の皆さん

- 自転車は車両。原則車道の左側を通行。
- 交差点では一時停止や徐行をして左右の安全確認を。
- 命を守るためにヘルメットを着用しましょう。

<< 令和8年4月1日から自転車への
交通反則通告制度が施行されます >>

交通事故の防止